

〈主体性〉概念の検討

— 行為の「主観性」と「独立性」をめぐって —

教育社会学研究室 紅 林 伸 幸

Reflections on the Concept of 〈Shutai-sei〉 — Focusing on ‘Subjectivity’ and ‘Independence’ of Action —

Nobuyuki Kurebayashi

〈Shutai-sei〉 is a vague concept that involves two meanings of “Subjectivity” and “Independence”. This concept is concerned with the traditional problem of “determinism and freedom” of human action, and from sociological perspective, offered against social constraint revealed as one of the determinism.

〈Shutai-sei〉 as “Subjectivity” is found in A・Schutz’s action-theory. It is the autonomous function of “System of Relevance”, that constitutes “World of everyday life” which is the cognitive base of action. The other side, 〈Shutai-sei〉 as “Independence” found in N・Luhmann’s theory depends on “Subjectivity”, the function of “System of Relevance”.

Both of these are given characters of the mechanism of action accomplishment, but on the other hand they may change due to action-theoretical necessity, and present the difference in quality. Therefore we can argue 〈Shutai-sei〉 as the given and as the shaped.

目 次

- 1) 行為研究における「自由」と「決定論」の問題—〈主体性〉概念の周辺—
- 2) 社会学行為論と〈主体性〉
- 3) 行為における2つの主体性的特性（主観性と独立性）
 - A・主観性としての主体性
 - B・対規範的な主体性
 - C・主体性の質的変容
- 4) 〈主体性〉の形成理論に向けて
- 5) 結語—被教育主体にとって〈主体性〉とは—

1) 行為研究における「自由」と「決定論」の問題—〈主体性〉概念の周辺—

人間行為に「自由」と呼びうる側面は認められるか、それとも「決定論」的に理解する以外はないのか、という問いは人間研究の大きな課題であった。「自由」とは、或状況で或行為を行なうことも行なわないでいることも可能だということであり、「決定論」とは、行為はそれに先行する何らかのものによってそうすることを余技なくされているというものである。しかし、これまでの人間研究が

明らかにしてきたものは、この問いに答えることの困難さばかりであったように思われる。

例えば、行為を「自由」とする立場は、人は特定の行為をすることもしないこともでき、それは行為主体の判断（意志）にかかっている、と主張する。けれども、或行為を行なうことと同様行なわないことも一つの行為であるために、しないという行為はそれに先行するなんらかの事象によって決定されていたという論理づけを許すことになる。また、この問題を行為の論理的説明方法の分析によって解決しようとしたフォン・ウリクトによれば、行為の説明の仕方には、因果的説明（このことが起こったのは、あのことが生じたからである）ないし準目的論的説明（cはdを可能にするために、必要であった）と、目的論的説明（このことが起こったのは、あのことが生じるためである）ないし準因果的説明（このことが起こったのは・・・だからである—但し・・・の部分か目的論的）があり、この目的論的説明の存在と必要は、全ての行為が因果的に（決定論的に）説明できるわけではない証とされる¹⁾が、A・シュッツが明らかにしたように、全ての行為の企図が未来完了時制において予想されている²⁾とすれば、目的論的説明はそれ自体が一つの先行する事象と見な

され、因果的説明の範疇に含まれることになり、「決定論」を克服できなくなってしまうのである。しかし、これらの批判は、行為を「自由」とする主張を否定するものではあっても、「決定論」を正当とする根拠を示すには至っていない。以上のことは、「自由」と「決定論」の問題が、論理的な解釈を展開しても、解決されないことを示している。なぜなら、我々の論理的な解釈は、我々の認識を基盤としており、それは現在を基点として過去を語るほかないという限界を、そもそも抱えているからである。

この限界は、構成的接近によってこの問題に関わっている心理学の研究成果を探るといっそうはっきりする。心理学は20世紀初頭以来、人間の行動を刺激-反応関係の内に理解しようとする J・B・ワトソンが提唱した行動主義を中心に展開してきた。しかし、ごく最近になって、こうした環境決定論的な行動主義を批判する形で、行為理論、精神分析学派理論が注目を浴びるようになり、その結果、心理学内部で、人間の活動に関して、1.環境の刺激によって決定されたもの(行動主義)、2.主体の意志・意図によって選ばれるもの(行為理論)、3.本能的欲求と無意識によって方向付けられたもの(精神分析学派)、という3つの異なった解釈がとられるようになった。ここで、後者2つの主張が、行動主義の批判という形をとってはいても、「決定論」を拒否しているわけではないということは注目値する。精神分析学派理論は、行為が環境刺激からは自由であるとしているが、それはより深層において本能的欲求と無意識に支配されていることを示すものであり、生物学的決定論、社会的決定論と呼ぶことができる。行為理論は、哲学において「自由」の根拠とされた意志・意図による選択に着目しているのだが、そこでの分析は、「自由」であるべき意志・意図が決定されたものであることを明らかにすることになった。行為理論の主張は、およそ次のように要約することができる。人間行為の特徴は、それが有意味だということである。我々はその意味の解釈に基づいて、自らの行為の選択を行なっている。つまり、我々は意味の解釈と評価を通じて行為の選択意志・意図を持つというのである。これが環境刺激による決定論的把握と、一線を画したものであることは確かであろう。なぜなら、ここには意味の解釈と評価という行為主体の能動的な活動が介在しているからである。けれども、意味の解釈と評価の基盤として認知が重視される³⁾時、行為理論は再び「自由」を叫べなくなる。J・ピアジェは、我々の認知が、生物学的要因と社会的要因の相互作用によって形成される「シエマ」「認知構造」によって枠づけられていることを明らかにした。その主張に従えば、我々の認知自体が全く自由な活動ではなく、寧ろ社会的、生物学的基盤を持った、決定

されたものとして理解されるのである。

つまり、心理学の構成的接近は、結局、我々の行為がその深部において様々な決定因を持っていることを明らかにしてきたのである。この心理学の到達点は、先に上げた行為研究上の認識の必然的帰結として理解されよう。完了した過去を分析する限り、遂行された行為が常に一つであるために、当該行為を構成する全ての要素は、その行為への方向付け作用を果たしたものと考えるをえなくなるのである。とするならば、行為の「自由」と「決定論」の問題は、どこまで行っても解を得られないことになる。

こうした哲学、心理学と違った方向から、この問題に関わっているのが社会学の行為論である。社会学的なパースペクティブからの「自由」と「決定論」の問題の展開は、T・パーソンズによって簡単に紹介されている⁴⁾。パーソンズによれば、それは以下のように展開した。科学の発達以前の世界は、人間を神によって創造された特別な生き物として、神の自由を神と共に享受しているものと考えていた。しかし、自然科学的知識の発達、即ちコペルニクス革命・進化論によって有機的世界における人間の威信と地位の低下が生じると、それに伴って人間の神的な自由は否定されることになった。ついでマルクス主義によって経済的決定論的人間観が起り、それはさらにフロイト、デュルケム、ヴェーバーによって社会的束縛という主題に拡大され今日に至っている。以上のパーソンズの説明は、「自由」と「決定論」の問題が、社会学的パースペクティブの内では「社会的束縛」の問題へと姿を変えていったことを示している。それはマルクス、フロイト、デュルケム、ヴェーバーらがやってきた、行為の構造の分析的考察によって得られた結論である。行為の様々な構成要素の分析と解釈によって、社会学は社会と個人(行為者)の関わりを明らかにしてきた。この社会と個人の関わりこそ、この論文の焦点である行為の主体性と被拘束性という2つの特性につながるものなのである。

ところで、社会と個人が関わるということは、そのことが既に個人が社会から何らかの影響を受けていることを意味している。要するに、社会学が存在するということは、個人が社会によって拘束されているということを前提として初めて可能なのである。とすると、主体性を被拘束性の対概念と考えるならば、主体性という概念は、そもそも社会学とは相容れない概念ということになる。そこで、ここでは主体性という社会学の前提に対立する概念が、社会学行為論においてどのように位置付けられてきたのか、そしてその位置付けの変化の大きな流れを追うことを中心にして、主体性という概念の下で把握される行為の側面を明らかにして行くことにしたい。

2) 社会学行為論と〈主体性〉

行為論は分析対象として「行動」とは区別される「行為」⁹⁾という人間の活動に注目してきた。このことは、社会学の持つ「個人の社会による拘束」(被拘束性)という前提にも関わらず、行為論が主要なアプローチとして用いられているところでは、始めから或種の主体性が分析的な前提とされていることを示している。行為が一人の人間によってなされるものであることによって、あらゆる行為を、その基点が主体にあるという意味で「主体」的なのと言うことができるのである。しかし、ここでの「主体」的とは、或種の行為の特質を示すものではない。ここでの「主体」的であることを主体性として認めるならば、主体性という概念を用いることの有効性が失われることになるであろう。「行為主体が行なっている行為」とだけ述べることにどのような意義があると言うのだ。主体性概念が必要とされるのは、それが「社会的束縛」を巡る意味内容を呈するからなのである。ここで、我々は、行為論が行為の「意志」・「意図」・「主観的意味付与」といった行為主体独自の内的過程を重視しているという事実から、行為論の前提がもう一つの主体性の意味内容を含んでいることを知ることができる。それは意味付与のエージェントとしての「主体」性である。この意味付与のエージェントとしての「主体」性は、ヴェーバーに続く行為論者による「意味」概念の精緻化において、「意味」が主体的に付与されるということに疑問が投げ掛けられた¹⁰⁾結果、行為の選択主体としての「主体」性に姿を変えることになった。この「主体」性は、人間は基本的にどのような行動を行なうことも可能であり、遂行された行為は主体によって無数の可能な選択肢の中からただ一つだけ選択された行動なのだ、という解釈に依拠している。つまり、行為の選択自由という立場を背景としているのである。しかし、社会学はその一方で社会による個人の拘束を前提としてもいる。この社会学の立場は、ヴェーバーの「社会的行為」の定義に明確に現われている。「社会的」行為という場合は、単数或いは複数の行為者の考えている意味が他の人々の行動と関係を持ち、その過程がこれに左右されるような行為を指す¹¹⁾。ヴェーバーは、この概念を、行為の選択自由によって依拠した「主体」的な行為が社会的に拘束されている事態を表わす、行為の特殊な一例として用いており、このことは、彼が、主体的でない行為は行為一般の中の一つの型に過ぎず、基本的に全ての行為が拘束から自由なのだ¹²⁾という論を持っていたことを示しているといえる。これに対して、ヴェーバー以降の社会学の行為論的アプローチは、こ

の「社会的」である点にこそ「行為」の本質を見出し、行為の本質的要素たる「社会的」な部分の解明により社会学関心を注いできた。彼らの分析は、個人の行為が社会によっていかに拘束されているのかを明らかにすることになり、結果的に、行為の絶対自由という前提自体を否定することになった。要するに、行為論者は行為選択の自由を前提として行為を分析すればするほど、行為の被拘束性を認めざるをえなくなってしまったのである。この混乱に深く巻き込まれていった行為論者として、T・パーソンズとE・ゴフマンをあげておきたい。

パーソンズ理論は初期と後期で大きく異なっていると言われる。初めて行為論に着目した『社会的行為の構造』での彼はヴェーバーに続く主意主義を理論的立場としていたが、『行為の総合理論をめざして』、『社会体系論』を転機として彼の理論は機能主義的システム論に変わったというのである。W・グールドナーによれば、初期パーソンズの主意主義は、人間を「状況」に対する単なる適応的存在とは見ず、より積極的に「状況」と関わる能動的な存在としてみようというものであり、いわば「人間の努力は常に起こることに対して変化を与える」¹³⁾という、行為の目的-結果図式への人間の努力の関与を示すものであった。彼は「行為を開始するに際して、行為的主体者が価値ないし、規範との関連において一定の意志的な選択を遂行する」¹⁴⁾という極めてヴェーバー的な行為論を展開しているのである。1951年の『行為の総合理論をめざして』は、このヴェーバー的な主意主義的行為論を、行為の構成要素の解明、行為の構造モデルの設定、といった点からさらに発展させていったものである。ここでの彼が「行為の志向」を行為分析の焦点とし、その「志向」が「選択への志向、選定への志向などの用語は行為者の選択作用をさす。すなわち、それは行為者が選択を行なっている間にもなされる主観的な諸過程をさす」¹⁵⁾と説明されているように、行為者の主観的側面、選択の自由に基づいた主体的側面を重視したものだ¹⁶⁾ことは、ここでの議論が主意主義として展開されていることを確かに示している。しかし、その一方で、「状況」の分析を主として「社会的客体」「文化的客体」との相互作用をめぐって繰り広げ、「価値志向」「役割期待」等々の規範的側面に関する言及が多いなど、行為の被拘束性への注目がより顕著になっていることも否定できない。この行為の規範的側面への注目は、行為のシステム論を精緻化していく過程で、主意主義的色彩をより減少させていくことになった。後期パーソンズ行為論の核心は、言うまでもなく、行為を4つの下位システム(行動システム、パーソナリティ・システム、社会システム、文化システム)からなる「行為システム」と見る構造-機能主

義的システム論である。このシステム論的行為モデルを構築する際、パーソンズが切り込み口としていたものが行為の規範性だったことに注目することは重要であろう¹¹⁾。彼は、デュルケームの道徳的権威に関する見解やフロイドの自我形成に関する見解を社会的相互行為研究の重要なものとして採り上げ、社会の価値や規範がそのメンバーのパーソナリティの構成部分になることが人間の行為には必要不可欠であると主張している。彼のパーソナリティ・システムについての諸々の研究がこの規範の内面化への関心から始まったように、他の下位システムも行為の規範的構成要素と密接に関わったものなのである。すなわち、彼の設定した4つの下位システムは、行為主体の行為選択を行為の規範的構成要素として拘束するもの(決定因)を供給しているのである。パーソンズ研究で有名な新明正道は、こうしたパーソンズのシステム論的行為論について、
 “行為の規範性を強調するあまり、個人が究極において共同的価値体系の支配下にあつて原理的にはこれへの同調を要請されているものとみなし、については行為の自発的な創造性をこれに対して第二義化するにいたつた”¹²⁾と述べている。以上のように、パーソンズの行為論は、行為の構造を解明して行く過程で、主意主義が持っていた行為の絶対自由を基礎をおく「主体」性を、自ら否定することになったのである。

規範的なパーソンズ行為論へのアンチテーゼとしてしばし取り上げられるE・ゴフマンも、パーソンズと同様、主体性の喪失という混乱の中に留まっている。佐藤毅によればゴフマンの一連の研究は、“外部の世界の揺るぎない性格”のもとでパーソナル・アイデンティティや自己性、またリアリティの存在を探求し続けていた”¹³⁾ものである。ゴフマンは対面的社会的相互行為場面を分析し、「自己呈示 (self-presentation) ・「印象操作 (impression management) ・「役割距離 (role distance)」等の一見行為主体が「状況」内を自由に闊歩しているような印象を与える現象があることを見出す一方、それらが決して行為主体の絶対的な自由を意味するものではなく、より大きな構造の網にからめ捕られていることに注意を促している。

『行為と演技—日常生活における自己呈示』において、彼は行為が「行為」(目標志向的側面)と「表現」(道具的側面)の2つから成ることに着目し、他者に対してただ受動的ではなく、能動的に「印象操作」を行なう行為主体像を描き出した。それは相互行為において他者をオーディエンス化する行為主体主導の相互行為、すなわち行為主体の主体性を最大限に認めた相互行為像と言えるかも知れない。彼は次のように書いている。“エゴが心に抱いている特定の目的とか、この目的を持つにいたつた動機とは関係な

く、他者の所行、ことに彼らが彼に対して示す反応を統制することは彼の利益になることである。このような統制は主として他者が定式化するにいたる状況の定義に影響を与えることによって達せられるのである。しかもこの状況の定義に影響を与える仕方とは、他者が自発的にエゴ自身の企図に即した行為者をしてくれるようになるような、そういう種類の印象を与える仕方であり自己を呈示することなのである”¹⁴⁾。しかし、ゴフマンが行為主体の「表現」的な主体性、すなわち「自己呈示」を状況から全く自由なものだと考えていたと言うことはできない。例えばゴフマン自身によって“個人とその個人が担っていると想定される役割との間のこの「効果的に」表現されている鋭い乖離”¹⁵⁾と定義される「役割距離」もまた行為主体の状況への能動的な関与を意味する概念としての側面を持っているが、しかし、この概念を正当に解釈するためには、先の定義に続く次の説明を見逃してはならない。“個人は、実際に、その役割を拒否しているのではなく、全てを受け入れるパフォーマンスにとって、その役割の中に当然含まれていると見なされる事実上の自己を拒否しているのである”¹⁶⁾。すなわち「役割距離」を利用している行為者は、ある役割から離脱をしているとはいえ、その役割全体を拒否することはできないし、役割から逃れることはできないのである。かくして、ゴフマン行為論の行為者の主体性は、『アサイラム』の中での“特定組織に対して一体感と対抗的立場の間のどこかに位置を占め、ほんのわずか外力が加わっても直ちにいずれかの方向への包絡の程度を変えて均衡を回復する存在”¹⁷⁾という人間観が示すように、社会の中で、役割の中で、自己を守ろうとしてもがきながら、決してそこから逃れられない、全く社会にからめ捕られたものとなっているのである。

二人の例が示すように、行為の絶対自由は、行為の分析が進むにつれ、行為研究の前提であっても、行為の特質として位置付けることはできなくなってしまった。その原因は、主体性がないからなのではなく、主体性概念が、「自由」概念から完全に脱しきれていないことにあると思われる。したがって、我々は、主体性があるかないかではなく、主体性が何であるのかを明らかにすることから始めねばなるまい。そこで、次節では、A・シュッツ、N・ルーマンの議論を取り上げ、彼等の行為論の中に見出すことのできる行為の主体性的特性を検討することにする¹⁸⁾。

3) 行為における2つの主体性的特性 (主観性と独立性)

A・主観性としての主体性

フッサールの現象学に学んだシュッツには、行為の「自由」と「決定論」の問題は、初めから存在していない。“事実とはすべて初めから、われわれの精神の諸活動によって全体の文脈から選定されたものなのである。したがって事実とはつねに、解釈された事実である”¹⁹⁾というテーゼを立論の出発点としているシュッツにとって、行為は絶対的に主体的なものなのである。我々は主観的にリアリティを構成し、自らの行為の場である「日常生活世界」を構築している。我々の行為は主観的に構築された「日常生活世界」を基盤として営まれているのであり、この意味で我々のあらゆる行為が主体的なものだといえることになるのである。このシュッツの見解は、一見、行為論が前提として「主体」性と変わらないように見える。しかし、彼の分析が「日常生活世界」構築のメカニズムに及び、「レリヴァンス体系」論が展開されるに至った時、そこでの主体性は従来のものとは若干異なった特徴を示すものとなっている。シュッツの「レリヴァンス体系」論とは以下のようなものである²⁰⁾。

我々は世界内で諸事象と出会うが、出会われた事象は知識と化し主体内に蓄積される。その知識化の際、知識は特定の文脈から切り離され、一般化され、匿名的な「類型性 (typicality)」を獲得する。この匿名的な「類型性」を持つことによって、知識は、他の文脈において獲得された知識とレリヴァントに関わることができる。いや、知識は常に他の知識とレリヴァントなものとして存在するのである。シュッツは、この知識が含み持つ他の知識との関連可能性を「レリヴァンス (relevance)」と呼ぶ。この「レリヴァンス」は知識の一要素ではあっても、知識自身ではない。知識が他の知識と関連しているということは、知識相互が結び付いているということではなく、知識が持つ諸要素、すなわち「レリヴァンス」が結び付きあっているということの意味する。「レリヴァンス」はその母体たる知識を離れて、それ自体として「レリヴァンス体系」を構築しているのである。この「レリヴァンス体系」の存在によって、新しく出会われた事象は、その「レリヴァンス体系」と事象自体が持っている類型化可能性の呼応によって類型化され、既存の「レリヴァンス体系」に新たに組み込まれ、一つの知識となる。つまり「レリヴァンス体系」自体が自律的な力を持ち、事象の知識化(新たな「レリヴァンス」の派生を意味する)のエージェントとなるのである。

主観性の根拠となる「日常生活世界」構築は、事象の知識化と関連した「レリヴァンス体系」の自律的な機能によってなされることから、シュッツの主体性はこの「レリヴァンス体系」の機能に求められることになる。このことは、シュッツの主体性が、単に主体が行なっているという記述的な意味以上のものを持っていることを示している。それは主体を意味的世界の能動的な構築者と見なすものなのである。

ところで、こうして見てきたシュッツの主体性は、先の心理学行為理論の主張に極似していることに気付くであろう。それは、シュッツ理論が社会学行為論の基礎づけを試みたものであり、「レリヴァンス体系」がリアリティ構成として認知を扱っていることを考えれば当然のことと言える。したがって、シュッツの主体性も同様の欠点を抱えている。シュッツが語るところによれば、「レリヴァンス体系」は“社会状況における一般的 data への主観的レリヴァンス構造の実際の現在の依存と、個人の生活史における主観的レリヴァンス構造の社会的特徴”²¹⁾によって、社会依存性を持っている。だからこそ、「レリヴァンス体系」は主観的であると同時に、間主観的でもあるのだ。とすれば、主体性を「レリヴァンス体系」の機能に求めるということは、結局、江原由美子も指摘しているように、人間の諸活動の社会依存性を強調することになり、社会による被拘束性を露呈することになるのではないか²²⁾。実際、「レリヴァンス体系」が認知における「解釈図式」の機能を果たすものならば、それは、社会学での従来の議論に基づけば、まさに認知の社会的束縛を示していることになる。それでは、社会的束縛から「自由」であることを意味すべき主体性はどこにいつてしまうのか。この点にシュッツ理論はどう応えることができるのであろうか。

B・対規範的な主体性

上述のシュッツ理論が主観性に基づいた主体性を提示したのに対して、N・ルーマンの理論に見出せる主体性は、シュッツのものよりはるかに対規範的な意味合いを鮮明にしたものとなっている。

ルーマンは人間—規範関係の解釈を、西欧に伝統的な人間論を基盤に持つ彼独特の人間観、システム論に基づいて展開する²³⁾。適応的な本能に欠けた「行為する生物」である人間は、意味の助けを借りて行動の伝達を行ない、比較的安定した予期構造を確立し、その予期構造を本能の代用としている。この予期構造の安定化に貢献するものがルーマンによればシステムなのである。ルーマンは次のように説明する。“システムは現在自己の持つ注意能力と情報処理能力をはるかに凌駕する可能性の世界を自己のために

構想し、しかも他ならぬこの過大要求によって、いい換えれば過剰な複雑性の縮減の手續きで、自己を操縦する。そのためにシステムは、出来事の有意味な結合と、他の諸可能性を支持し、それらへの接近を秩序づける結合形態に基づく特殊な操舵システムを必要とする。この種の意味システムは、例えば言語や文化シンボルシステム、あるいは自己同一化によって成立する個人的人格や社会システムであり、まさにさまざまな人間の諸行為間の有意味な連関のシステムなのである²⁴⁾。そして、規範は、人間の行為を可能とする、こうした予期の安定化を供給する「社会システム」の一つなのである。故に、ルーマンにおいては、行為が社会的に拘束されているという事実こそが、人間の社会との主体的な関わりを示すものとなる、しかし、こうした規範形成の視点に立って認められる主体性は、現代のような規範による「疎外」状況において、はたしてそのままの形で機能していると言えるのだろうか。ルーマンはこの点を、社会進化論的観点に立って法規範の進化過程²⁵⁾を追うことで明らかにしてくれている。

法の進化は、第一段階・原始的な法、第二段階・前近代の高文化の法=自然法、第三段階・実定法という過程をとった²⁶⁾。ルーマンの分析によれば、法はこのように歴史的にその姿を変容させても、法としての機能、すなわち行為を可能とするために「世界の複雑性と不確定性を縮減」し、予期の安定化をもたらすシステムの機能を保持し続けている。いや、法が姿を変容させるのは、社会が刻々とその「複雑性と不確定性」を増大させていく中で、システムとしての機能を全うするために、それらに対処する様相をとらねばならなくなるからなのである。この法規範の進化過程に注目すれば、現代にあっても、人間が対規範的な主体的を失ってしまっていると言うことはできないであろう。こうしたルーマンの議論を、正村俊之は「社会構造が形式化された機能的連関体系たる地位・役割体系として存在するということ自体の内に、既に特定のタイプの個体的自律性が発揮されている²⁷⁾とまとめている。けれども人間—規範関係を「個体的自律性」と見たとしても、「自然法」段階の人間—規範関係を主体性と呼ぶことには抵抗がある。「自然法」段階とは、人間が法規範を絶対的なものと見なすことで自らの予期構造を安定化させていく段階であり、とすれば、この段階は、自律的な関係を示しているものの、人間が法規範から独立的な性向を獲得していると言えないばかりか、まさに、人間の被拘束性を呈していると言わねばならなくなるからである。つまり、ルーマン理論においても、被拘束性の問題はそのまま保持されてしまっているのである。

C・主体性の質的変容

以上見てきたシュッツ行為論、ルーマン行為論に見出される主体性的特性は、それぞれ「主体性」というタームが一般に含み持つとされている2つの意味内容、「主観性」・「独立性」²⁸⁾に対応し、「自由」概念からは自立したものとなっていると考えられる。しかし、それでありながら、両理論は行為の被拘束性を完全には論駁できないものに留まっている。それは、両理論の主体性が、行為創起のメカニズムに見出されるものであるために、全体としての行為が持っている社会による被拘束性と対概念的に整合していないからであろう。けれども、両理論を見る視点を若干変えさえすれば、我々は主体性に関して新たな観点を見出すことができるのである。

シュッツの主体性は、「レリヴァンス体系」の自律的な機能に見出される主観性であった。この「レリヴァンス体系」は、ものの見方や見え方を規定する認知の基盤であるばかりでなく、人間のあらゆる精神作用のエージェントと見なされているという点で、ピアジェの「認知構造」とほぼ同様のものを指し示していると考えられる。よって「認知構造」が発達的に変容するように、「レリヴァンス体系」も知識の獲得に応じて変容し、そこでの事象の処理様式も抽象度を増していくと考えることができることになる。とすれば、「レリヴァンス体系」論の文脈において、質的な変容を語る事が可能となろう。そして、シュッツの主体性は、質的に様々な様相をもちうるものとなり、それは成長の過程で形成されていくという観点を持つことができるのである。

ルーマン理論においても、同様の論点が採用できる。ルーマンは人間—規範関係をそもそも主体的なものと考えているが、彼の分析によれば、その関係は大きく3つの異なった様相に段階的に分類されている。これは言うまでもなく、規範との主体的な関係が、現実には様々な異なった姿及び質を呈して存在していることを意味している。つまり、「自然法」段階での人間は社会の拘束性に深く飲み込まれており、「実定法」段階に至ってようやく法規範を客観視し、その形成的観点に立ち、変更可能性を獲得するという形で、拘束からの実質的な独立性(自律性)を得ると主張することができるのである。

こうして、我々は人間の営む全ての行為が主体的であるとする主体性理論から、それに基づきつつ、特定の質を呈する行為に言及する主体性理論を導くことが可能になる。それでは、質的変容を組み込んだ主体性理論がどのようなものになり、そこからどのような示唆が得られるのかについて最後に論じることにしよう。

4) 〈主体性〉の形成理論に向けて

我々はこのまで主観性としての主体性（主観性）と対規範的な主体性（独立性）を全く別のものとして扱ってきた。しかし、シュッツ理論が人間と社会の意味的な関係（意味的世界の構築）を説明するものであり、一方ルーマンの主体性が人間と規範の関係の中に見出されるということは、2つの主体性が全く無関係なものではなく、寧ろ対規範的な主体性が主観性を前提としてこそ主張できるものであることを示しているように思われる。ここで、我々は、ルーマンの人間—規範関係の歴史的な進化過程と同様のものが、心理学者L・コールバーグによって個体発生的にも見出されていることに注目しよう。コールバーグはそれを道徳判断の発達段階説として提示している。

コールバーグは人間の道徳判断に、〈慣習以前の水準〉第一段階・罰と服従への志向、第二段階・道具主義的な相対主義志向、〈慣習的水準〉第三段階・対人的同調、あるいは「よいこ」志向、第四段階・「法と秩序」志向、〈慣習以後の水準〉第五段階・社会契約的な法律志向、第六段階・普遍的な倫理相対主義志向、という段階が発達的に存在することを明らかにした。彼はこうした道徳判断が道徳推論を必要条件としており、さらにその道徳推論は一般的な推論の様式、各人のリアリティ構成の基盤となる「認知構造」を必要条件としている、と考えている²⁹⁾。したがって、推論の様式が変容する時(多少のタイム・ラグを伴いながら)道徳判断も変容すると解釈されることになるのである。彼の主張の全てをそのまま受け入れることはできないが、これらの段階の一部がルーマンの進化段階と重なっていることは注目に値する。社会の側が持っている拘束性に自らを適応させることによって相互行為を首尾よく遂行する〈慣習的水準〉と、社会的な法規範の絶対性を否定し、自己選択の原理に従う〈慣習以後の水準〉の人間—規範関係は、それぞれが、法の内容を絶対的真理としてそれに従う「自然法」的志向、法が絶対性を失い、可変性が開示され、立法過程のプログラムに正当性が求められる「実定法」的志向と一致していると考えられるのである³⁰⁾。更に、両者は、どちらも人間が行為していくために規範を必要としていることを前提とし、その変容がより都合のよい対規範関係を志向した結果生じるという行為論的必然を共有している。以上の共通点に基づき、コールバーグの主張を取り入れるならば、人間—規範関係の質は基本的に認知の質を必要条件としており、故にその変容は行為論的必然によって引き起こされる認知の質の変容に、つまり我々の議論からすれば主観性としての主体性の質の変容に従うこ

とになる。真に対規範的な意味で独立性を獲得していると想定される「実定法」的志向に対応する主体性を実現するためには、主観性のそれ相応の質的向上が果たされていなくてはならないのである。

このように主体性の質的変容に言及することによって、ルーマンの主体性が抱えていた被拘束性の問題をいくらか克服することが可能となる。けれども、ここまで、主観性が社会化されたものであるという事実をそのままにしてきてしまった。主観性が社会的なものであるとすれば、それに基づいた独立性はどこまでも社会的に拘束されたものに留まらざるをえないであろう。しかし、この点に関しては、次のように考えることができる。主観性つまり「レリヴァンス体系」の質は2通りの変容を経験する。一つは新しい内容を持った知識の獲得に伴って「解釈図式」の内容が変わるというものであり、もう一つは知識の量的拡大と行為論的必要によって「レリヴァンス体系」の機能が「認知構造」的に抽象度を増すというものである。独立性の質的変容が必要とするのは、コールバーグが道徳判断の発達をピアジェの認知発達を基盤にしたものと考えていたことから明らかなように、後者の抽象度の向上である。この変容は、「解釈図式」的な側面の変容と比べて、社会的な拘束から比較的独立していると考えられる。なぜなら、「レリヴァンス体系」の機能はそれが形成された時から既に社会から自律的なものであり、特殊な内容を持つ知識が獲得されたからといってそのことだけで変わるようなものではないからである。「レリヴァンス体系」の「認知構造」的な変容は、「複雑性と不確定性」を刻々と増大させている世界の中で、首尾よく生きていくために必要とされる様式の情報処理を人間が遂行せねばならないからこそ生じるのである。つまり、こう考えることができよう。確かに、我々の行為の場は社会であるから、実際の行為場面においては様々な社会的要因を考慮せねばならず、その影響を全く考えないわけにはいかない。しかし、我々の意志とは全く無関係に向上していく「レリヴァンス体系」の機能の抽象度は、社会の働きかけいかに関わらず、行為する上で必要とされるものとして向上していくのであり、人間が既存の規範から独立的である可能性を保証するその或レベルへの向上は、決して社会的に拘束されたものとして解釈されるべきものではないのだ、と。

5) 結語—被教育主体にとって〈主体性〉とは一

我々はこのまで、主体性概念のもとに考えられうる意味内容の見取図を描いてきた。それによれば、主体性概念はこれまで、行為創起のメカニズム内に認められる主体性的

特性において見出されてきており、それらは人間の社会への関わりを主体的なものとするものであった。しかし、同時にそれは、同じ主体的な関わりが、実際には異なる質を呈するものであること、そしてその質的相違が、行為論的必然によって生じる主観性の変容を基盤としたものであることを示していた。つまり、人間行為の主体性はこの二つの異なる観点から主張することが可能なのである。教育の世界でしばしば「子どもの主体性を活かした教育」と「子どもの主体性を育てる教育」という矛盾したスローガンが掲げられるのは、それぞれが、メカニズムに見出される主体性と質的に評価される主体性という異なった主体性をイメージしていることによると言える。そのいずれが正しく、いずれが誤っていると述べることは避けるべきであろう。なぜなら、ここまで見てきたように、主体性という概念が、そもそもその2つを扱うものとして展開されてきているのであるから。したがって、我々が次のように主張することは決して誤りでなく、寧ろ正当なことと言える。教育において、主体的な行為創起のメカニズムに基づきながら、主体性の質を向上させる、と主張することは。

〈注及び参考文献〉

- 1) G・H・フォン・ウリクト『説明と理解』丸山高司・木岡伸夫訳 産業図書 1984
- 2) シュッツは行為を企図された行動と定義している。「企図」に関する説明は「行為の企図と選択」(M・ナタンソン編『社会的現実の問題(1)』渡部光・那須壽・西原和久訳 マルジュ出版1983。)で展開されている。
- 3) 雑誌『Human Development』は1984年に vol. 27, .no.3-4 で行為理論 (action theory) の特集をくんでいる。そこではピアジェ、コールバーグらの認知発達理論も行為理論の一つと考えられている。
- 4) Parsons, T. The Position of Identity in the General Theory of Action. In Gordon, C. & Gergen, K.J. (Ed.) The Self in Social Interaction, Vol. 1. John Wiley & Sons, Inc. 1968. p. 11-23
- 5) 行為を行動から区別しようという試みは、様々な論者によって繰り広げられているが、それらは意図・意志・主観的意味付与といった行為主体の内容活動に注目しているという点で一致しているということができる。
- 6) 例えば、シュッツ、ルーマンの行為論はヴェーバーの行為の意味に関する説明を批判することから出発している。特にルーマンの議論においては、主体が意味を付与するという作用よりも、行為の伝達と解釈に関わるものとしての意味の機能が行為研究の重要な観点として提起されている。例えば、N・ルーマン「社会学の基礎概念としての意味」(J・ハバースマス&N・ルーマン『ハバースマス=ルーマン論争 批判理論と社会システム理論(上)』佐藤嘉一・山口節郎・藤沢賢一郎訳 木鐸社 1984。)
- 7) W・ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳 岩波書店 1972. p. 8
- 8) A・W・グールドナー『社会学の再生を求めて』岡田直之他訳 新曜社 1978. p. 24
- 9) 新明正道『社会学における行為理論』恒星社厚生閣 1974. p. 219
- 10) T・パーソンズ, E・A・シルス編著『行為の総合理論をめざして』永井道雄, 作田啓一, 橋本真共訳 1960. p. 103
- 11) ただし、パーソンズの規範的要素のとらえ方は、ただ単に行為を拘束的に規定するものとして理解しているのではないところに特徴がある。『社会的行為の構造』(稲上毅, 厚東洋輔訳 木鐸社 1976)の中で彼は、規範に同調しようという行為者の意志が行為の主要な要素である(p. 120-124)と述べている。この点に関してグールドナーは「パーソンズは、一方では努力や営為の方向を誘導する強力なエネルギー源として道徳的規範の重要性を考えているのと同時に、他方では、行為のコースを選択し統合する基盤として道徳的規範を重視している。」(前掲訳書『社会学の再生を求めて』p. 256)と書いている。
- 12) 前掲書 新明正道『社会学における行為理論』p. 198
- 13) 佐藤毅『初期ゴッフマンとその自己論』(E・ゴッフマン『出会い』佐藤毅, 折橋徹彦訳 誠信書房 1985. p. 230)
- 14) E・ゴッフマン『行為と演技 日常生活における自己呈示』石黒毅訳 誠信書房 1984. p. 4
- 15) E・ゴッフマン『出会い』佐藤毅, 折橋徹彦訳 誠信書房 1985. p. 115
- 16) 同上 p.115 また他にも「役割距離は典型的役割の一部分(しかし、もちろん、一部分にしか過ぎない)である」(p. 125), 「状況にかかわりある自己に関して個人が持つことのできる自由は、他の、同等に社会的な、拘束があるが故に持つことができるのである」(p. 132)とも書いている。
- 17) E・ゴッフマン『アサイラム』石黒毅訳 誠信書房 1985. p. 316
- 18) 主体性に関しては、他にもJ・ハバースマスの「コミュニケーション的行為」論, A・ギデンスの「構造化」理論など、注目すべきものがあるが、前者はルーマン的な意味(独立性)を持ち、後者はシュッツ的な意味(主観性)を持つものと考えられるので、ここではシュッツとルーマンのものを代表として取り上げることとした。
- 19) A・シュッツ「人間行為の常識的解釈と科学的解釈」(M・ナタンソン編『社会的現実の問題(1)』渡部光, 那須壽, 西原和久訳 1983. p. 51)
- 20) 「レリヴァンス体系」論については、以下の文献を主に参照した。
A. Schutz & T.Luckmann, The Structures of the Life-World, translated by R.M.Zaner & H.T.Engelhardt, Jr., Heinemann, 1974., A. Schutz, Reflections on the Problem of Relevance, Vale University Press, New Haven and London, 1970.
- 21) A. Schutz & T. Luckman, op. cit., p. 252
- 22) 江原由美子『生活世界の社会学』勁草書房 1984
- 23) ルーマンは基本的な人間観をA・ゲーレンの人間学から、世界観及び研究スタイルをE・フッサールの現象学から学んでいる。彼の「複雑性の縮減」は、ゲーレンの「負担免除」(A・ゲーレン『人間』平野具男訳 法政大学出版局 1985)からアイデアを学んだものとされ(前掲訳書 J・ハバースマス&N・ルーマン『ハバースマス=ルーマン論争 批判理論と社会システム理論(上)』), 彼の時間論的観点の重視はフッサールの影響を抜きには語れない(N. Luhmann. Trust. (1973) In : Burns, T. & Poggi, G. (Eds.) Trust and Power. John Wiley & Sons, 1979。)
- 24) N・ルーマン「社会システム理論としての社会学」(『法と社会システム』土方昭訳 新泉社 1983. p. 132)
- 25) ルーマンは「進化」という言葉を、負担の軽減に関わる社会の技術化とからめて用いている。N・ルーマン『権力』長岡

- 克行訳 勁草書房 1986., N・ルーマン『エコロジーの社会理論』土方昭訳 新泉社 1987. 参照。
- 26) N・ルーマン『法社会学』村上淳一・六本佳平訳 岩波書店 1977.。原始的な法から自然法にかけての法の正当性は、法の内容の真理性に求められたが、実定法においては手続きの正当性が法の正当性に読み替えられることになった。この進化は、1. 規範の過剰生産を伴う分化、2. 手続きの重視、3. 抽象化、によってもたらされたものである。
- 27) 正村俊之「パーソナリティー・システムの生成としての自我形成—ルーマンの自己指示的システム論に関連づけて—」(『思想』No. 747, 1986.9., p. 85)
- 28) 例えば、研究社の新和英大辞典第4版(1974)で「主体性 (shutai-sei)」をひくと、subjectivity ; subjecthood ; independence と説明されている。一般的な用法では主体性は subjectivity の訳として用いられる。しかし、subjectivity は、シュッツ (現象学派) の議論においては intersubjectivity (間主観性) との関連で用いられており、したがって主観性という限定的な意味を呈していると考えることが適当であると思われた。こうしたことから、本稿では subjectivity には主観性、independence には独立性の訳語を当て、広義の主体性と区別することにした。表題の〈主体性〉を日本語〈shutai-sei〉で表記したのは、本稿で検討されている主体性が主観性と独立性という2つの意味内容を含み持つ広義の主体性概念であることによる。
- 29) 以上のコールバーグの道徳判断の発達段階説については、以下の文献を参照している。
L・コールバーグ「『である』から『べきである』へ」(『道徳性の発達と教育—コールバーグ理論の展開』永野重史編 新曜社 1985.), Kohlberg, L. Moral stages and moralization : The cognitive-developmental approach. In Lickona, T. (Ed.), Moral development and behavior : Theory, research and social issues. New York : Holt, Rinehart & Winston, 1976., Kohlberg, L. Capital Punishment, Moral Development, and the Constitution with Donald Elfenbein. In : Essays on Moral development Vol.1. The Philosophy of Moral Development. San Francisco : Harper & Row, 1981.
- 30) コールバーグの慣習以前の段階はその言葉通り法規範以前のものであるために、ルーマンの段階と一致している点を見出すことはできない。このことは両者の議論の異質性を示すものであるが、他の類似点を考慮すれば、このことだけによって両理論の親近性が否定されることにはならないであろう。

(指導教官 天野郁夫教授)